

新	旧
<p data-bbox="152 263 1008 295">五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整方針</p> <p data-bbox="174 347 1108 510">(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域 ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合 農用地としての利用を優先するものとします。</p> <p data-bbox="185 563 1097 683">イ <u>市街化調整区域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合</u> 原則として、農業上の利用を優先するものとし、特定の場合を除き都市的な利用を抑制するものとします。</p> <p data-bbox="185 735 1108 938">ウ <u>非線引き都市計画区域における用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域とが重複する場合</u> 原則として、農用地としての利用を優先しますが、土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとします。</p> <p data-bbox="174 991 1108 1110">(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域 ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとします。</p> <p data-bbox="185 1163 1108 1326">イ 市街化区域又は用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、都市的な利用を優先しますが、森林の諸機能の保全、整備に努めるものとします。</p>	<p data-bbox="1128 263 1984 295">五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整方針</p> <p data-bbox="1151 347 2083 510">(1) 都市地域と農業地域が重複する地域 ア 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域が重複する場合 農用地としての利用を優先するものとします。</p> <p data-bbox="1162 735 2092 938">イ <u>市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域以外の農業地域が重複する場合</u> 原則として、農用地としての利用を優先しますが、土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとします。</p> <p data-bbox="1151 991 2083 1110">(2) 都市地域と森林地域が重複する地域 ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を図るものとします。</p> <p data-bbox="1162 1163 2092 1326">イ 市街化区域又は用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、都市的な利用を優先しますが、森林の諸機能の保全、整備に努めるものとします。</p>

新	旧
<p>ウ <u>市街化調整区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合</u> 原則として、森林としての利用を優先するものとし、<u>特定の場合を除き都市的な利用を抑制するもの</u>とします。</p> <p>エ <u>非線引き都市計画区域における用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合</u> 原則として、森林としての利用を優先しますが、森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとします。</p> <p>(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する場合 ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合 原則として、都市的な利用を優先しますが、自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図るものとします。</p> <p>イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と<u>自然公園</u>地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を<u>優先するもの</u>とします。</p> <p>(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する場合 自然環境の保全を優先するものとします。</p>	<p>ウ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、森林としての利用を優先しますが、森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら都市的な利用を認めるものとします。</p> <p>(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する場合 ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合 原則として、都市的な利用を優先しますが、自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図るものとします。</p> <p>イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と<u>特別</u>地域が重複する場合 自然公園としての保護及び利用を<u>図るもの</u>とします。</p> <p>ウ <u>市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合</u> <u>自然公園としての保護及び利用を優先するもの</u>とします。</p> <p>(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する場合 ア <u>市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別</u>地区が重複する</p>

新	旧
<p>(5) 農業地域と森林地域とが重複する場合</p> <p>ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとします。</p> <p>イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、農用地としての利用を優先するものとしますが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとします。</p> <p>ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、森林としての利用を優先するものとしますが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとします。</p> <p>(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域</p> <p>ア 農業地域と特別地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。</p>	<p><u>場合</u> <u>自然環境の保全を図るものとします。</u></p> <p><u>イ 市街化区域及び用途地域以外の都市地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合</u> <u>自然環境の保全を優先するものとします。</u></p> <p>(5) 農業地域と森林地域が重複する場合</p> <p>ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとします。</p> <p>イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、農用地としての利用を優先するものとしますが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとします。</p> <p>ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、森林としての利用を優先するものとしますが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとします。</p> <p>(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域</p> <p>ア 農業地域と特別地域が重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。</p>

新	旧
<p>イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合 原則として、自然公園としての保護及び利用を優先するものとし ますが、自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら 農業上の利用を認めるものとしします。</p> <p>(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する場合 ア 農業地域と特別地区とが重複する場合 自然環境の保全上支障のある農業上の利用は認めないものとし ます。</p> <p>イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合 原則として、自然環境の保全を優先するものとししますが、自然環 境の保全との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとしま す。</p> <p>(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用に配慮し、両地域の調整を図っ ていくものとしします。</p> <p>(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する場合 自然環境の保全に配慮し、両地域の調整を図っていくものとし ます。</p>	<p>イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合 原則として、自然公園としての保護及び利用を優先するものとし ますが、自然公園としての保護及び利用との調整を図りながら 農業上の利用を認めるものとしします。</p> <p>(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する場合 ア 農業地域と特別地区とが重複する場合 自然環境の保全上支障のある農業上の利用は認めないものとし ます。</p> <p>イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域が重複する場合 原則として、自然環境の保全を優先するものとししますが、自然環 境の保全との調整を図りながら農業上の利用を認めるものとしま す。</p> <p>(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用に配慮し、両地域の調整を図っ ていくものとしします。</p> <p>(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する場合 自然環境の保全に配慮し、両地域の調整を図っていくものとし ます。</p>